

貨物利用運送事業法

1. 案内情報

手 続 名：・営業報告書

・事業実績報告書

手 続 根 拠：・貨物利用運送事業法第 53 条第 2 項及び第 55 条第 1 項

・貨物利用運送事業施行規則第 2 条

手 続 対 象 者：・貨物利用運送事業を經營しようとする者

提 出 時 期：・営業報告書

毎事業年度（各事業者の決算期）の経過後 100 日以内

・事業実績報告書

前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間におけるものにつき毎年 7 月 10 日まで

提 出 方 法：・事業の種類によって以下のとおり提出先（管轄）が異なります。（郵送可）

国土交通大臣の管轄（提出先）

- ・外航貨物利用運送事業（邦人）
- ・外国人外航貨物利用運送事業
- ・航空貨物利用運送事業（邦人）
- ・外国人国際航空貨物利用運送事業
- ・鉄道貨物利用運送事業

報告書の経由（留意点）

- ・報告書の経由先として 2 通りありますが、 の事業者については、国土交通大臣に直接提出して下さい。

事業者（下記 以外の事業者）

所管地方運輸局長

国土交通大臣

事業者（外国人外航貨物利用運送事業又は外国人国際航空貨物利用運送事業のみを經營する者）

国土交通大臣

地方運輸局長の管轄（提出先）

- ・内航貨物利用運送事業
- ・自動車利用運送事業

報告書の経由（留意点）

3通りあります。

事業者（自動車利用運送事業のみを経営する者）

その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局陸運支局長

所管地方運輸局長

事業者（第1種内航貨物利用運送事業のみを経営する者）

その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局又は海運管理部の海運支局長

所管地方運輸局長

第2種内航貨物利用運送事業のみを経営する者）

所管地方運輸局長

（国土交通大臣）

〔備考〕

- 1 所轄地方運輸局とは、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局及び神戸運輸監理部をいう。
- 2 所轄運輸支局及び所轄海事事務所とは、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局運輸支局及び地方運輸局又は神戸運輸監理部海事事務所をいう。
- 3 主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等の判断に当たっては、以下の点に留意すること。
当該者の主たる事務所（本社）の所在地を管轄する地方運輸局では、貨物利用運送事業の資格を与えられていない場合
支社、支店でのみ貨物利用運送事業を行うため、支社、支店所在地を管轄する地方運輸局で登録等を行っている場合である。このような場合には、当該支社、支店を主たる事務所とする。
経営する貨物利用運送事業に係る運送機関の種類により、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局が複数となる場合
神戸市で、内航と自動車の貨物利用運送事業を行うような場合であり、内航については神戸運輸監理部が、自動車については近畿運輸局が、それぞれ主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局となる。このような場合には、両局にそれぞれ1通ずつ報告書を提出させることとする。

主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局以外の地方運輸局に、別の運送機関に係る貨物利用運送事業の資格を与えられているような場合

本社のある関東運輸局の管内で鉄道に係る貨物利用運送事業を行い、近畿運輸局の管内の支店で内航の貨物利用運送事業を行っているような場合である。このような場合にも、と同様に、内航については当該支店が主たる事務所といえるので、両局にそれぞれ1通ずつ報告書を提出させることとする。

手数料等： なし

添付書類・部数： 事業の種類によって国土交通大臣又は地方運輸局長にそれぞれ1通提出します。また、営業報告書には、貸借対照表及び損益計算書を添付して下さい。

申請書様式： 営業報告書関連
営業概況報告書
貨物利用運送事業営業実績総括表
貨物利用運送事業損益明細表

事業実績報告書関連
貨物利用運送事業実績報告書
国際貨物運送仕向地別取扱量

外国人外航貨物利用運送事業又は外国人国際航空貨物利用運送事業に係る事項の記載は省略し、これらのみを経営する者にあたっては、国際貨物運送仕向地別取扱量のみ作成して下さい。

記載要領・記載例： 提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：			
国土交通本省	総合政策局	複合貨物流通課	03(5253)8302
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011(290)2743
	海事振興部	貨物・港運課	0134(27)7178
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022(791)7531
	海事振興部	海事産業課	022(791)7512
北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課	025(244)7579
	海事振興部	海事産業課	025(244)6115
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045(211)7248
	海事振興部	貨物課	045(211)7272
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052(952)8037
	海事振興部	貨物・港運課	052(952)8014
近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06(6949)6447
	海事振興部	貨物・港運課	06(6949)6417

神戸運輸監理部	海事振興部	貨物・港運課	0 7 8 (3 2 1) 3 1 4 7
中国運輸局	自動車交通部	貨物課	0 8 2 (2 2 8) 3 4 3 8
	海事振興部	貨物・港運課	0 8 2 (2 2 8) 3 6 7 9
四国運輸局	自動車交通部	貨物課	0 8 7 (8 3 5) 6 3 6 5
	海事振興部	貨物・港運課	0 8 7 (8 2 5) 1 1 8 4
九州運輸局	自動車交通部	貨物課	0 9 2 (4 7 2) 2 5 2 8
	海事振興部	貨物課	0 9 3 (3 3 2) 8 0 8 3
沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	0 9 8 (8 6 6) 0 0 6 1

支局につきましては、管轄局等にお問い合わせ下さい。

受 付 時 間：提出先へお問い合わせ下さい。

相 談 窓 口：提出先に同じ。